

被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
氏名 (災対法90条の3①)	氏名 (ふりがな(フリガナ))	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。 ○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で掲載される。 ○住民基本台帳掲載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳掲載の情報を優先する。 ○ただし、外字等、記載・入力が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳掲載の氏名とは異なる氏名を記載・入力することも可。
生年月日／年齢 (災対法90条の3②)	生年月日 (年齢)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。 ○年齢については生年月日から判明するもの。掲載は必須ではないが、市町村の判断により、データとして掲載・入力することも可能。
性別 (災対法90条の3③)	性別	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。
住所／居所 (災対法90条の3④)	住所 居所	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。 ○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。 ○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。 ○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。 ○公共料金の請求等を確認するなどにより、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象としているといった事例もあり、被災者台帳に掲載することも想定される。
被害の状況 (災対法90条の3⑤)	<住家被害> 被害認定結果 被害認定日 <被災住民の人的被害> 負傷・疾病の状況 死亡日 被害の状況 <家財等の動産被害> 被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書の証明事項と同義。 ○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載。
援護の実施の状況 (災対法90条の3⑥)	<被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度> 支援制度 申請日	<ul style="list-style-type: none"> ○支援漏れや手続きの重複等を防ぐ観点から記載。 ○例としては以下の項目が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金（基礎・加算） 基礎または加算支援金については、2回受給する被災者が出る可能性がある。 (例：基礎支援金 大規模半壊→半壊解体 加算支援金 賃貸→建設・購入、補修) ・都道府県及び市町村における見舞金等 ・義援金 義援金の主体ごと（日本赤十字、都道府県、市区町

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
	<p>申請者 被災者と申請者の関係 支援の区分 支給日 支給終了日</p> <p>< 地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況 > 減免の実施の有無 減免の対象</p> <p>< 災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度 > 貸付金の種類 貸付金の有無</p> <p>< 災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居 > 給付の種類 給付の有無</p> <p>< 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置 > 特例措置の種類 特例措置の有無</p>	<p>村等）に項目を作成する。また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分回数ごとに掲載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金、災害見舞金 <p>被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載する。</p> <p>○例としては以下の項目が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村住民税の減免 ・固定資産税の減免 ・その他税に関する減免 ・国民健康保険料の減免 ・保育所の保育料の減免 <ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金、生活福祉資金 <p>災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用場外となることから、貸付金種類と貸付の有無を記載する。</p>
<p>要配慮者に関わる事項 (災対法90条の3⑦)</p>	<p>要介護制度区分 障がいの種類・程度 乳幼児 妊婦 持病(難病、特定疾病等) ペット有無 DV 児童虐待 外国人</p>	<p>○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV、児童虐待 <p>本人からの申し出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有す</p>

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
	支援を要する高齢者 上記対象者に関する同居（支援）親族の有無	<p>ることが適切である場合、共有も考えられる。</p> <p><参考：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後に情報提供ネットワークシステムを介して取得することが可能な要配慮者情報></p> <p>※各種制度の対象であることを確認することによって、要配慮者であることを把握することが可能（支給額等を共有するためのものではない）。</p> <p>※以下項目は、市町村が被災者台帳作成に当たって、必要と認める場合は取得可能な事項であり、必ず掲載しなければならない項目ではない。</p> <p>※具体的に取得可能なデータについては、平成27年度調査を踏まえて、改めて提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による保険給付の情報 ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 ・児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 ・身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 ・介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 ・災害救助法による救助（実費弁償額）に関する情報 ・児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関わる情報 ・母子保健法による妊娠の届出に関する情報 ・難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 ・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
電話番号 （規則8条の5①）	電話番号 携帯電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
連絡先 （規則8条の5①）	携帯電話のメールアドレス ファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
世帯の構成 （規則8条の5②）	単数世帯 複数世帯 世帯主名 世帯番号	○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載。 ○世帯を認識するためがあると有用。
罹災証明書の交付の状況 （規則8条の5③）	交付日 交付枚数 申請日 申請者	○罹災証明書の交付実績を記載。

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
情報提供先 (規則8条の5④)	台帳情報提供に関する 同意 同意する情報提供先	○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載。 ○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。 ○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載。
情報提供有無・日時 (規則8条の5⑤)	提供先名 提供日 情報の使用目的 提供した情報(項目)	○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載。
個人番号 (規則8条の5⑥)	個人番号	○被災者台帳作成に個人番号を活用する際に記載。
(調査)	調査番号 調査日 調査担当者 災害種類 調査結果	○被害の状況を把握するための調査の履歴を掲載。 ○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載。最終的な調査結果は、被害の状況として掲載。 ○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載できるようにするのがよい。
(建物)	建物所在地 建物用途 建物構造 位置座標(緯度、経度)	○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載。 ○木造/非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載。 ○法定項目ではないが、導入市区町村において、掲載している例がある項目。 ○登記情報等、公表されている(利用可能な)情報を基本とする。
(住家・非住家の別)	住家・非住家の別	○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載。 ○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。
(所有者氏名)	建物所有者の氏名 (ふりがな(フリガナ))	○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載するとよい。
(所有者住所/居所)	建物所有者の住所 建物所有者の居所	○所有者の住所/居所を記載。 ○所有者については法人である場合もあることから、この場合、所有法人の所在地を記載。
(所有者電話番号)	建物所有者の電話番号 建物所有者の携帯電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。
(所有者連絡先)	建物所有者の携帯電話のメールアドレス 建物所有者のファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。